三十二　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一
三十三　小割り式二年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一
三十四　小割り式三年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一
三十五　小割り式四年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一
三十六　小割り式かわはぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	二分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	三分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	四分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

農林水産大臣　石破　茂
内閣総理大臣　麻生　太郎

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年八月七日

内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第二百一号

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十九号）の施行に伴い、並びに原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項及び第七条第一項、原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第六条及び第十八条第一項並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第二百四十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部改正）

第一条　原子力損害の賠償に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「当該行為が行われる工場又は事業所」の下に「（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。以下同じ。）」を加え、同条第六号ハ中「。以下同じ」を削る。

第二条ただし書中「（原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶。第一号において同じ。）」を削り、「第一号から第十三号」を「同表の第一号から第十七号」に改め、同条の表第一号中「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物」を「前条第六号イからハまでに掲げる物」に改め、「廃棄」の下に「（次号又は第三号のいずれかに該当するものを除く。）」を加え、「。次号及び第三号において同じ」を削り、「六百億円」を「千二百億円」に改め、同表第十八号中「第十三号」を「第十七号」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第二十二号とし、同表第十七号中「から第三号まで及び第五号から第九号まで」を「、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで又は第十三号」に、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第十六号中「第九号まで及び」を「第十三号まで又は」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第二十号とし、同表第十五号中「から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号及び第十三号」を「、第二号、第四号、第六号、第八号から第十一号まで、第十三号、第十五号又は第十七号」に、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十四号中「及び第十八号」を「又は第二十二号」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十三号中「第六号又は第十一号」を「第九号又は第十五号のいずれか」に、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十二号中「及び」を「又は」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十一号中「第六号に」を「第九号に」に、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十号中「及び」を「又は」に、「二十億円」を「四十億円」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第九号中「から第三号まで及び第六号から前号」を「、第二号、第四号、第六号又は第九号から第十一号」に、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第八号中「使用（」の下に「第一号、第四号、第六号、第八号又は第九号のいずれかに該当するものを除く。次号において同じ。）（」を、「廃棄」の下に「（次号に該当するものを除く。）」を加え、「百二十億円」を「二百四十億円」に改め、同号を同表第十一号とし、同号の次に次のように加える。

十二	四十億円
前号に規定する核燃料物質の使用に付随してする前条第二号イに掲げる核燃料物質又は同条第六号ハに掲げる物の当該核燃料物質の使用が行われる工場又は事業所における運搬、貯蔵又は廃棄（当該核燃料物質の使用をやめた後にするものに限る。）	